

令和6年度

教育委員会の事務事業に  
関する点検・評価報告書

令和8年2月

雫石町教育委員会

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 1 点検評価の対象及び方法                 | 1  |
| 2 学識経験者の知見の活用                 | 1  |
| 3 教育委員会の開催状況                  | 2  |
| 4 教育委員会委員の活動状況                | 4  |
| 5 教育委員会の構成及び教育委員の任期           | 5  |
| 6 第三次雫石町総合計画後期基本計画における施策大綱    | 5  |
| 7 令和6年度事務事業評価結果               | 6  |
| 8 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価 意見書 | 7  |
| おわりに                          | 14 |

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

この報告書は、この規定に基づき、雫石町教育委員会の事務事業等の点検評価の結果をまとめたものです。

## 1 点検評価の対象及び方法

本町では、平成16年度から政策評価に取り組み、雫石町総合計画の施策体系に基づき、施策・事務事業の評価を行っております。今回の教育委員会事務の点検評価にあたりましては、施策評価結果及び令和6年度に実施した事務事業の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験を有する者の意見を付して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める点検及び評価に関する報告書とするものです。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 学識経験者の知見の活用

教育委員会が行った点検・評価についてその客観性を確保するため、学識経験者を事務事業評価アドバイザーとして依頼し、点検・評価の内容についてご意見をいただきました。

事務事業評価アドバイザー 熊谷智義

### 3 教育委員会の開催状況

雫石町教育委員会における会議は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催することとしております。令和6年度は、定例会を12回開催しました。

| 開催日                  | 議案等   |
|----------------------|---|
| 6年4月定例会<br>(4月24日)   | 各課の事業・行事予定・業務係配置等について<br>雫石町図書館協議会委員の任命の臨時専決処理に関し承認を求めることについて   |
| 6年5月定例会<br>(5月21日)   | 各課の事業・行事予定・補正予算要求等について<br>雫石町社会教育委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて<br>雫石町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて<br>雫石町スポーツ推進審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて<br>雫石町教育支援委員会規則の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて<br>雫石町教育委員会公印規程の一部改正の臨時専決処理に関し承認を求めることについて |
| 6年6月定例会<br>(6月27日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>学校施設整備及び事業実施状況について<br>雫石町社会教育委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて   |
| 6年7月定例会<br>(7月25日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>学校施設整備及び事業実施状況について<br>教職員労働実態調査について<br>令和7年度に使用する雫石町立小・中学校教科用図書の新採択に関し議決を求めることについて   |
| 6年8月定例会<br>(8月22日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>学校施設整備及び事業実施状況について   |
| 6年9月定例会<br>(9月25日)   | 各課の事業・行事予定・補正予算要求等について<br>学校施設整備及び事業実施状況について<br>令和6年度全国学力・学習状況調査分析結果について<br>雫石町文化財保存活用計画策定委員会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて<br>雫石町教育振興基本対策審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて  |
| 6年10月定例会<br>(10月22日) | 各課の事業・行事予定等について<br>いじめ・不登校の状況について   |

| 開催日                  | 議 案 等  |
|----------------------|--|
| 6年11月定例会<br>(11月21日) | 各課の事業・行事予定等について<br>いじめ・不登校の状況について<br>第2期雫石町教育振興基本計画について<br>雫石町スポーツ推進審議会委員の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて   |
| 6年12月定例会<br>(12月20日) | 各課の事業・行事予定等について<br>いじめ・不登校の状況について<br>(仮称) 雫石町文化財保存活用計画について   |
| 7年1月定例会<br>(1月23日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>いじめ・不登校の状況について  |
| 7年2月定例会<br>(2月20日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>教職員労働実態調査について<br>いじめ・不登校の状況について<br>第2期雫石町スポーツ推進計画(案)について<br>雫石町教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて<br>教育委員会の事務事業に関する点検・評価に関し議決を求めることについて<br>第2期雫石町教育振興基本計画の策定に関し議決を求めることについて<br>学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて |
| 7年3月定例会<br>(3月24日)   | 各課の事業・行事予定等について<br>令和7年度教職員及び町職員定期人事異動内示について<br>いじめ・不登校の状況について<br>第2期雫石町スポーツ推進計画の策定について<br>雫石町文化財保存活用計画の策定に関し議決を求めることについて<br>雫石町立図書館管理運営規程の一部改正に関し議決を求めることについて<br>雫石町史編さん委員会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて                     |

#### 4 令和6年度 教育委員会委員の活動状況

| 月   | 活動内容  |  |
|-----|---|--|
|     | 雫石町関係   | 国・県等                                   |
| 4月  | 転入教職員辞令交付式<br>町内小中学校入学式   | 岩手県立雫石高等学校入学式                          |
| 5月  | 町内小学校運動会（各小学校）<br>雫石中学校運動会<br>第1回総合教育会議<br>小・中学校校長会議（御明神小）                                  |  |
| 6月  | 第58回雫石町小学校陸上記録会   |  |
| 7月  | ANAキャリア教育（御所小）  | 東北六縣市町村教育委員会連合会<br>教育委員・教育長研修会（山形県山形市） |
| 8月  |   |  |
| 9月  |   |  |
| 10月 | 第2回総合教育会議<br>町内小学校学習発表会<br>雫石中学校文化祭<br>授業実践研究会（雫石小）<br>七ツ森小学校創立40周年記念式典<br>小・中学校校長会議（雫石中学校） |  |
| 11月 | 第71回小・中学校音楽会<br>雫石小学校創立150周年記念式典  | 盛岡教育事務所管内市町教育委員会<br>教育委員等研修会（盛岡市）      |
| 12月 | 雫石町学校保健関係者合同研修会   |  |
| 1月  | 雫石町二十歳のつどい  | 岩手県市町村教育委員会協議会<br>教育長・教育委員研修会（盛岡市）     |
| 2月  | 第3回総合教育会議<br>コミュニティスクール意見交流会  |  |
| 3月  | 町内小中学校卒業式<br>教職員定期人事異動辞令交付式<br>雫石町教育委員会表彰式  | 岩手県立雫石高等学校卒業式                          |

## 5 教育委員会の構成及び教育委員の任期

(令和7年3月31日現在)

| 職名               | 氏名    | 任期                           | 最初の任命年月日   | 教育長等の任期                      |
|------------------|-------|------------------------------|------------|------------------------------|
| 教育長              | 佐藤 嘉彦 | 自 令和5年12月26日<br>至 令和8年12月25日 | 令和3年7月1日   | 自 令和5年12月26日<br>至 令和8年12月25日 |
| 教育長<br>職務<br>代理者 | 岩持斗季子 | 自 令和4年10月1日<br>至 令和8年9月30日   | 平成23年2月23日 | 自 令和4年10月1日<br>至 令和8年9月30日   |
| 委員               | 千葉 昇  | 自 令和5年10月1日<br>至 令和9年9月30日   | 令和元年10月1日  |                              |
| 委員               | 菅原 徹  | 自 令和6年10月1日<br>至 令和10年9月30日  | 令和2年7月1日   |                              |
| 委員               | 目時 葵  | 自 令和5年9月24日<br>至 令和9年9月23日   | 令和5年9月24日  |                              |

## 6 第三次雫石町総合計画後期基本計画における施策大綱（教育委員会関係抜粋）

### 施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

基本施策1-1 未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします

施策1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます

施策1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します

基本施策1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします

施策1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくります

施策1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます

基本施策1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします

施策1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます

施策1-3-2 町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します

7 令和6年度 事務事業評価結果

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

| 基本施策名                                   | 判定  | 施策名                                  | 判定                                | 基本事業名                   | 判定                   | 担当課       |           |
|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|-----------|-----------|
| 1-1<br>未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします      | A   | 1-1-1<br>知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます       | a                                 | I 教員の授業力向上と授業改善         | a                    | 学校教育課     |           |
|   |   |                                      |                                   | II 特別な支援を必要とする児童生徒への支援  | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | III 不登校・いじめ防止などの対策      | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | IV 豊かな心の育成              | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | V 健康な食生活の実践             | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | VI 保健体育の充実              | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | VII 基礎体力の向上             | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | VIII 地域と学校の連携           | a                    |           |           |
|   | 1-1-2<br>安全安心な学校生活を送ることが<br>できる教育環境を整備します | a                                    |                                   | I 安全対策の充実               | a                    | 学校教育課     |           |
|   |   |                                      |                                   | II 学校施設の整備              | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | III 雫石高等学校の魅力づくり        | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | IV 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり | b                    |           |           |
|   | 1-2<br>生涯学習、生涯スポーツを通して誰もがいきいきと輝くまちづくりをします | A                                    | 1-2-1<br>生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくります | a                       | I 生涯学習環境の充実          | a         | 生涯文化スポーツ課 |
|   |   |                                      |                                   |                         | II 地域の特色を生かした生涯学習の推進 | a         |           |
| III 読書活動の推進                             |   |                                      |                                   |                         | a                    |           |           |
| IV 国際理解の推進                              |   |                                      |                                   |                         | d                    |           |           |
| 1-2-2<br>いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます        |   | a                                    |                                   | I 生涯スポーツの推進             | c                    | 生涯文化スポーツ課 |           |
|   |   |                                      |                                   | II 競技スポーツの推進            | b                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | III 子どものスポーツ機会の充実       | b                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | IV スポーツによる地域活性化         | a                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | V スポーツ施設の整備             | b                    |           |           |
|   |   |                                      |                                   | VI 鶴宿温泉スポーツエリアの振興       | b                    |           |           |
| 1-3<br>歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします | A   | 1-3-1<br>文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます | a                                 | I 文化芸術の活性化              | a                    | 生涯文化スポーツ課 |           |
|   |   |                                      |                                   | II 優れた芸術の鑑賞機会の提供        | a                    |           |           |
|   | 1-3-2<br>町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努め紹介します         | b                                    |                                   | I 文化財の保護・保存の推進          | a                    | 生涯文化スポーツ課 |           |
|   |   |                                      |                                   | II 歴史文化学習機会の充実          | b                    |           |           |

評価については、各施策の進捗状況をa～eの5段階で評価して課題や改善策を記載し、それらを踏まえて総合的な進捗状況A～Eの5段階で評価しています。

A 順調である B 概ね順調である C やや遅れている D 遅れている E 特に遅れている

施策大綱 1 学びを通して生きがいを感じるまち

| 基本施策名                              | 施策名                            | 事務事業名  | 担当課名 | 評価等記入欄   |
|------------------------------------|--------------------------------|--|------|--|
| 1-1<br>未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします | 1-1-1<br>知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます | 教員の授業力向上と授業改善<br>特別な支援を必要とする児童生徒への支援<br>不登校・いじめ防止などの対策<br>豊かな心の育成<br>健康な食生活の実践<br>保健体育の充実<br>基礎体力の向上<br>地域と学校の連携 | 校教育課 | <p>施策1-1-1の目的は、「知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進」と「基礎的、基本的な学力の確実な習得と健やかな発育・発達を助けること」である。</p> <p>基本施策1-1の判定は「A」で、施策1-1-1の判定は「a」である。</p> <p>児童生徒の学力の定着のため、「分かる授業」への改善に取り組み、「先生が分かるまで教えてくれる」と回答した児童生徒の割合は、小学校100%、中学校91%となっている。</p> <p>いじめや不登校の状況は、各校における早急な対応のほか月例報告や校長会議において確認され、取り組まれている。その結果、学校が楽しいと思う児童生徒の割合は、小学校90%、中学校89%となっている。</p> <p>児童生徒の肥満傾向については、小学校11.7%、中学校10.7%で、改善傾向にある。また、児童生徒の体力向上については、全国体力・運動能力調査において、多くの種目で県平均を上回っている。</p> <p>各学校においてコミュニティスクールに取り組み、自分の住む地域が好きな児童生徒の割合は、小学校96%、中学校93%となっている。</p> <p>以上の状況から、知・徳・体・公の調和のとれた教育を進める施策は順調であるとされている。</p> <p>本施策は、8つの基本事業（「Ⅰ. 教員の授業力向上と授業改善」、「Ⅱ. 特別な支援を必要とする児童生徒への支援」、「Ⅲ. 不登校・いじめ防止などの対策」、「Ⅳ. 豊かな心の育成、Ⅴ健康な食生活の実践」、「Ⅵ. 保健体育の充実」、「Ⅶ. 基礎体力の向上」、「Ⅷ. 地域と学校の連携」）で構成されている。これら8事業全てが「a」判定となっている。</p> <p>8つの基本事業について、「基本事業方針」「説明」「成果指標」「課題」「対策」「方向性」「事務事業」が示され、それぞれの成果指標の実績値は、概ね達成されており、前述したとおり、取り組みが順調であることが示されている。また、課題や対策に記された内容に基づき、今後も継続的な取り組みを行う方向性が示されている。</p> <p>これらの内容から、施策1-1-1の評価（判定「a」）は妥当である。</p> |

| 基本施策名                              | 施策名                                    | 事務事業名   | 担当課名  | 評価等記入欄  |
|------------------------------------|--|---|-------|---|
| 1-1<br>未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします | 1-1-2<br>安全安心な学校生活をおくることのできる教育環境を整備します | 安全対策の充実<br>学校施設の整備<br>学校校種間連携の強化<br>雫石高等学校の魅力づくり<br>教員の働き方改革に基づく働く環境づくり | 学校教育課 | <p>施策1-1-2の目的は、「安全安心な学校教育環境の整備」と「教員の働き方改革に基づく働く環境づくり」である。</p> <p>基本施策1-1の判定は「A」で、施策1-1-2の判定は「a」である。</p> <p>児童の登下校時の安全確保については、スクールガードによる見守り活動と通学路安全推進対策協議会（交通部会・防犯部会）の開催等により事故や事件を防いでおり順調とされている。</p> <p>小中学校の施設整備については、各校の優先順位から中期的な計画を定め、順次、改修整備が進められている。</p> <p>県立雫石高等学校の支援については、『雫石高校将来ビジョン』の取り組みを支援し、令和7年度の入学者数は39名となった。</p> <p>教員の働き方改革については、依然として教職員の時間外勤務時間が長いものの、令和5年度に策定した『雫石町教職員働き方改革プラン』に基づき、教育委員会及び各校において、時間外勤務時間削減の取り組みが進められている。</p> <p>以上のような状況から、一部課題はあるものの、安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備する施策は順調であるとされている。</p> <p>本施策は、4つの基本事業（「Ⅰ. 安全対策の充実」、「Ⅱ. 学校施設の整備」、「Ⅲ. 雫石高等学校の魅力づくり」、「Ⅳ. 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり」）で構成されている。このうち「b」判定の「Ⅳ. 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり」を除く、3つの基本事業（「Ⅰ」～「Ⅲ」）の判定は「a」である。</p> <p>「a」判定となっている3つの基本事業について、「基本事業方針」「説明」「成果指標」「課題」「対策」「方向性」「事務事業」が示され、それぞれの成果指標の実績値は、概ね達成されており、前述したとおり、取り組みが順調であることが示されている。また、課題や対策に記された内容に基づき、今後も継続的な取り組みを行う方向性が示されている。</p> <p>「b」判定の「Ⅳ. 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり」に関しては、成果指標である「時間外勤務月80時間超過勤務者」が17人から19人に増えており、高ストレス判定者の割合も高い状況にあり、業務改善の継続が課題として示されている。このため、令和5年度に策定した『雫石町教職員働き方改革プラン』に基づき、業務改善、業務負担軽減につながる取り組みを継続することによって、やりがいをもって子どもに向き合うことのできる学校教育環境の整備を促進することが示されている。</p> <p>また、ヒアリングの結果、取り組みの状況を確認するとともに、国の掲げる将来の目標に向けて、2029（令和11）年度までに、月平均30時間程度に削減することを目指している状況についても確認することができた。判定が「b」となっているものの、成果指標を含む全体の取り組み状況から見ると、「a」判定に近い「b」判定であると考えられる状況となっている。</p> <p>以上、施策1-1-2基本事業で「b」判定の事業については、現状をふまえて今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられることから、事業全体で順調としている施策1-1-2の評価（「a」判定）は妥当である。</p> |

| 基本施策名   | 施策名   | 事務事業名  | 担当課名          | 評価等記入欄  |
|---|---|--|---------------|---|
| 1-2<br>生涯学習、<br>生涯スポーツを通して<br>誰もがいきいきと輝く<br>まちづくりをします | 1-2-1<br>生涯学習の<br>環境を整え<br>活力ある地<br>域社会をつ<br>くります | 生涯学習環境<br>の充実<br>地域の特色を<br>生かした生涯<br>学習の推進<br>地域社会総が<br>かりでの子育<br>て推進<br>読書活動の推<br>進<br>国際理解の推<br>進<br>地域活動と体<br>験・交流活動<br>の推進 | 生涯文化<br>スポーツ課 | <p>施策の目的は「生涯学習に取り組める環境の整備」と「誰もが生涯学習活動に親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。</p> <p>基本施策1-2の判定は「A」で、施策1-2-1の判定は「a」である。</p> <p>学習機会の提供や確保面等での課題はあるものの、公民館利用者や生涯学習事業等における参加者数は増加傾向にある。施設や学習環境を整えながら、各種講座、読書活動の推進、富士市との交流事業など子どもたちの学びの機会などを提供し、活力ある地域社会づくりに向けた取り組みは順調であるとされている。</p> <p>本施策は、4つの基本事業（「Ⅰ. 生涯学習環境の充実」、「Ⅱ. 地域の特色を生かした生涯学習の推進」、「Ⅲ. 読書活動の推進」、「Ⅳ. 国際理解の推進」）で構成されている。このうち「d」判定の「Ⅳ. 国際理解の推進」を除く、3つの基本事業（「Ⅰ」～「Ⅲ」）は「a」判定である。</p> <p>「a」判定となっている3つの基本事業について、「基本事業方針」「説明」「成果指標」「課題」「対策」「方向性」「事務事業」が示され、それぞれの成果指標の実績値は概ね達成されており、前述したように、取り組みが順調であることが示されている。また、課題や対策に記された内容に基づき、今後も継続的な取り組みを行う方向性が示されている。</p> <p>「d」判定となっている「Ⅳ. 国際理解の推進」については、これまで町と共同で事業を実施してきた雫石町国際交流協会が令和7年3月に解散し、直接的な異文化交流事業などが実施できなくなり、事業の再考に向けた取り組みが必要となっている。このため、岩手県国際交流協会と連携を図り、異文化理解のための情報収集と周知に努めるとしている。</p> <p>成果指標となっている国際交流事業は実施できなかったものの、「日本語教室」や「EIGOであそぼ」の開催、雫石中学校国際交流海外派遣事業による米国ランドルフ訪問帯同など、雫石町国際交流協会としての事業が行われている。これらの状況からみて、「c」判定に近い状況と判断される。また、令和8年度に向けては、以前のような交流事業を再開することはできないものの、異文化理解の学習機会を作ることから事業を再スタートさせるとの方向がヒアリングで確認された。</p> <p>以上、施策1-2-1の基本事業で「d」判定の事業については、現状をふまえて今後の方向性が検討され、今後の取り組みの方向や内容についても適切であることがヒアリングで確認されたことから、今後の事業展開が見込まれる状況にある。この点も含めて、事業全体で順調としている施策1-2-1の評価（「a」判定）は妥当である。</p> |

| 基本施策名   | 施策名  | 事務事業名  | 担当課名          | 評価等記入欄   |
|---|--|--|---------------|--|
| 1-2<br>生涯学習、<br>生涯スポーツ<br>を通して<br>誰もがいき<br>いきと輝く<br>まちづくり<br>をします | 1-2-2<br>いつでも誰<br>でもスポー<br>ツに親しめ<br>る環境を整<br>えます | 生涯スポーツ<br>の推進<br>競技スポーツ<br>の推進<br>子どものス<br>ポーツ機会<br>の充実<br>スポーツによ<br>る地域活性化<br>スポーツ施設<br>の整備 | 生涯文化<br>スポーツ課 | <p>施策の目的は「スポーツに取り組める環境の整備」と「誰もがスポーツに親しみ、いきいきと輝くまちづくりを進めること」である。基本施策1-2の判定は「A」で、施策1-2-2の判定は「a」である。</p> <p>生涯スポーツの開催面等ではさまざまな課題はあるものの、地域でのスポーツ事業の参加者数は増加傾向にある。また、社会体育施設の利用者数も前年度より増加傾向となっており、加えて、篤宿スポーツエリアでの取り組みなど、いつでも誰でもスポーツに親しめる環境づくりに向けた取り組みは順調であるとされている。</p> <p>本施策は、6つの基本事業（「Ⅰ.生涯スポーツの推進」、「Ⅱ.競技スポーツの推進」、「Ⅲ.子どものスポーツ機会の充実」、「Ⅳ.スポーツによる地域活性化」、「Ⅴ.スポーツ施設の整備」、「Ⅵ.篤宿温泉スポーツエリアの振興」）で構成されている。このうち「Ⅳ.スポーツによる地域活性化」は「a」判定、「Ⅱ.競技スポーツの推進」、「Ⅲ.子どものスポーツ機会の充実」、「Ⅴ.スポーツ施設の整備」、「Ⅵ.篤宿温泉スポーツエリアの振興」の4つは「b」判定、「Ⅰ.生涯スポーツの推進」は「c」判定である。</p> <p>「b」判定の4つの基本事業について、それぞれ「基本事業方針」「説明」「成果指標」「課題」「対策」「方向性」「事務事業」が示され、各事業における取り組みは概ね順調とされ、課題や対策に記された内容に基づき、今後も継続的に推進する方向性が示されている。</p> <p>「c」判定となっている「Ⅰ.生涯スポーツの推進」については、人口減少や生活の多様化など社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症後のスポーツ活動への考え方の変化などを背景に、各種スポーツ大会への参加者数は減少傾向にある。このため、これまでの事業のあり方を見直し、住民ニーズに対応したスポーツ活動の機会を提供することが課題として示されている。また、今後の方向性として、町スポーツ協会や加盟団体等関係機関と連携し、現代のニーズに合わせた新たなスポーツ活動の展開、スポーツ活動を通じた地域内交流の促進が示されている。</p> <p>ヒアリングの結果、「Ⅰ.生涯スポーツの推進」については、時代の変化、多様化のなかでの取り組み、シフトチェンジが必要な状況であること及び萌芽的な事例が示された。今後、健康づくりや軽スポーツに転換することが求められている。軽スポーツの例では、スポーツ吹き矢があげられる。これまで、スポーツ推進員と一緒に年2回活動し、その結果、自主サークルができ、月2回の活動が行われている。現在は、まだ知られていないため、周知の活動を重視しているとのことであった。このような状況をふまえると、「b」判定に近い「c」判定といえる。</p> <p>以上のように、「b」判定の4事業と「c」判定の1事業については、現状をふまえて今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられるため、事業全体で順調としている施策1-2-2の評価（「a」判定）は妥当である。</p> |

| 基本施策名                                   | 施策名                                  | 事務事業名                     | 担当課名          | 評価等記入欄  |
|---|--------------------------------------|---------------------------|---------------|---|
| 1-3<br>歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします | 1-3-1<br>文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます | 文化芸術の活性化<br>優れた芸術の鑑賞機会の提供 | 生涯文化<br>スポーツ課 | <p>施策の目的は「文化芸術活動の振興を図ること」と「触れる機会や学ぶ機会、観る機会などを創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>基本施策1-3の判定は「A」で、施策1-3-1の判定は「a」である。</p> <p>総合芸術祭では60回開催を記念し、来場者が参加できるイベントの実施など内容も充実させて開催し、前年比約1.5倍の来場者であった。また、学校芸術鑑賞教室、東京藝術大学音楽創生交流事業は予定どおりに実施し、芸術鑑賞機会の提供等、文化芸術活動における事業の進捗は順調とされている。</p> <p>本施策は、2つの基本事業（「Ⅰ.文化芸術の活性化」、「Ⅱ.優れた芸術の鑑賞機会の提供」）で構成され、いずれも「a」判定となっている。</p> <p>「Ⅰ.文化芸術の活性化」については、人口減少や高齢化が進む中、活動の意欲を高めるため、また、活動のきっかけ作りとして、発表・活動の機会を確保していくことを課題とし、多くの人が芸術文化活動に触れることができるよう、体験などを取り入れた開催内容の充実や関係団体等との連携による活動の活性化促進を図ることが示されている。</p> <p>「Ⅱ.優れた芸術の鑑賞機会の提供」については、より芸術性の高いものや創造性を育むものを提供できるようにしていくこと、一般向けの鑑賞として、東京藝術大学音楽創生交流事業を継続し、質の高い音楽鑑賞の場とプロから学ぶ機会を引き続き提供していくことが示されている。いずれも、これまでの取り組みを充実させつつ継続する事が示されている。</p> <p>ヒアリングの結果、「Ⅱ.優れた芸術の鑑賞機会の提供」に関しては、利用者の高齢化傾向、町民の関心が多様化していることを背景に、一事業の集客人数が減少傾向にある中、事業開催件数はむしろ増えていることが確認された。その背景には、町が直営で実施する主催事業のほか、町の協賛事業として、「落語」「自衛隊コンサート」や「放送局の公開録音事業」などが開催されており、入場者の増加、利用料収入の増加につながっている状況があることが示された。</p> <p>以上のような状況から、「Ⅱ.優れた芸術の鑑賞機会の提供」について「a」判定としていることは妥当である。</p> <p>これらの内容から、施策1-3-1の評価（判定「a」）は妥当である。</p> |

| 基本施策名                                   | 施策名                               | 事務事業名                       | 担当課名      | 評価等記入欄  |
|---|-----------------------------------|-----------------------------|-----------|---|
| 1-3<br>歴史と文化を後世に継承するとともに郷土愛を育むまちづくりをします | 1-3-2<br>町に伝わる貴重な文化財の保存伝承に努め紹介します | 文化財の保護・保存の推進<br>歴史文化学習機会の充実 | 生涯文化スポーツ課 | <p>施策の目的は「歴史や文化財の保護や保存を図ること」と「触れたり学んだりする機会を創り、郷土への愛着や理解を深めるとともに豊かな心を育むこと」である。</p> <p>基本施策1-3の判定は「A」で、施策1-3-2の判定は「b」である。</p> <p>民俗芸能の保存伝承や学習機会の減少と後継者不足など伝承活動は一段と厳しさが増している中、歴史民俗資料館では、学びの拠点として施設環境を整えながら運営していることに加え、埋蔵文化財、有形文化財や記念物は適切に保護保存しており、町に伝わる貴重な文化財の保存継承の取り組みは概ね順調とされている。</p> <p>本施策は、2つの基本事業で構成され、「Ⅰ. 文化財の保護・保存の推進」は「a」判定、「Ⅱ. 歴史文化学習機会の充実」は「b」判定である。</p> <p>「Ⅰ. 文化財の保護・保存の推進」では、民俗芸能の伝承活動が困難な状況となっている中、後世につないでいくように引き続き支援する事が課題として示され、公開機会の創出、支援による保存伝承の方向性が示されている。</p> <p>「Ⅱ. 歴史文化学習機会の充実」については、歴史民俗資料館の機能を維持するため、施設の長寿命化や事業内容の随時見直しを図り、多様な町民が学習できる環境を作ることが課題として示されている。このため、今後も引き続き、施設・設備の計画的な修繕等を進めるとともに、講座の計画や収蔵資料の広報など、学習機会の充実の方向性が示されている。</p> <p>ヒアリングの結果、「Ⅰ. 文化財の保護・保存の推進」では、無形文化財の芸術祭出演団体数が2団体減っていることになっているが、演目との関係で、団体数の数え方が変更となったためであり、実際の活動団体は減っていない。活動をやめたところはないことが確認された。また、無形文化財芸能祭が、年一回行われ、子どもから年配の方まで幅広い参加がある。背景に、雫石高校では、部活動の1つとして、雫石高校郷土芸能委員会が活動しており、過去には町内で活動が途絶えていたものを復活させた実績がある。ここ数年は、人数が減っている中、卒業生が活動の支援に入っていることが示された。</p> <p>以上のような状況から、「Ⅰ. 文化財の保護・保存の推進」の「a」判定は妥当である。</p> <p>「Ⅱ. 歴史文化学習機会の充実」については、成果指標となっている歴史民俗資料館の年間利用者数が減少しており、「b」判定となっている。小学校では、3学年と6学年の社会科の授業で、年に1～2回、歴史民俗資料館を訪れている。しかし、児童数が減少傾向にあることから、利用者数が減少している一因となっている。また、施設は老朽化している面があるものの、令和5年にトイレを設置し、環境改善を図っている。現在、元教員の専門指導員が入っており、令和6年度より解説資料の整備及び来訪者への説明を行い、充実化が図られている状況となっている。</p> <p>判定は「b」であるものの、今後の継続的な取り組みにより、利用者数が増えることが期待される状況にある。</p> <p>以上、「b」判定の「Ⅱ. 歴史文化学習機会の充実」については、現状をふまえて今後の方向性が示され、その内容は適切と考えられる。</p> <p>これらの内容から、施策1-3-2の評価（判定「b」）は妥当である。</p> |

## その他全般にわたっての意見等

令和6年度事業に関する「施策評価結果」や「基本方向評価」などの資料を提供頂き、各施策の取り組み状況等を把握した。また、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、歴史文化、各施策の担当者を対象としたヒアリングを実施した。それらの結果をふまえ、若干、コメントを述べる。

令和6年度は、コロナ禍後の事業実施となった。学校教育や生涯学習、生涯スポーツなど、以前の事業実施状況に概ね戻り、活動機会や参加者数等は、回復傾向にある。しかし、高齢化や人口減少の進行などに伴う人口構成の変化、コロナ禍を経て生じた考え方の変化、住民ニーズの多様化等を背景に、以前の状況に戻らない傾向もみられる。その中で、生涯学習や生涯スポーツにおいては、これまでの取り組みを継続する事業、別の方向を模索する事業、それぞれ求められている中での各分野の事業実施となっている。

担当者ヒアリングでは、主に、各基本事業の評価が「a」判定以外となっているものについて、状況の説明を受けた。その結果、「基本方向評価」に記載された内容と判定結果の妥当性について、確認することができた。

施策1-1-1を構成する8つの基本事業は、全て「a」判定であった。

施策1-1-2は、4つの基本事業で構成され、「IV. 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり」が、「b」判定であったが、『雫石町教職員働き方改革プラン』に基づき、業務改善、業務負担軽減に向けて、また国の示している将来の目標も視野に、取り組みが継続されている状況を確認した。

施策1-2-1では、4つの基本事業で構成され、「IV. 国際理解の推進」が「d」判定であった。雫石町国際交流協会の解散に伴い国際交流事業が実施できなくなっているものの、異文化理解の学習機会を作ることから事業を再スタートさせる方向での取り組みを確認した。

施策1-2-2は、6つの基本事業で構成され、「I. 生涯スポーツの推進」は「c」判定、「II. 競技スポーツの推進」、「III. 子どものスポーツ機会の充実」、「V. スポーツ施設の整備」、「VI. 篤宿温泉スポーツエリアの振興」の4つは「b」判定である。生涯スポーツ分野では、時代の変化、多様化のなかでの取り組み、シフトチェンジが必要な状況であることが示され、今後、健康づくりや軽スポーツに転換することが求められている状況となっている。「b」判定の各基本事業は、成果指標が未達成であることに基づくものであり、これまでと別の方向を模索していることが背景にある。軽スポーツにおいては、萌芽的な事例も示され、今後の方向性を確認することができた。

施策1-3-1の2つの基本事業は、いずれも「a」判定である。

施策1-3-2については、2つの基本事業のうち、「II. 歴史文化学習機会の充実」が「b」判定である。成果指標となっている歴史民俗資料館の年間利用者数が減少しているものの、施設面では令和5年にトイレを設置し、運営面では専門指導員が入り令和6年度より解説資料の整備及び来訪者への説明の充実化が図られ、今後の継続的な取り組みにより、利用者数が増えることが期待される状況にあることを確認した。

なお、成果指標については、国や県の指標に合わせて設定されているものがいくつかあるなど、町の取り組み状況とやや合わないものもあるため、取り組みのプロセスや全体像の把握、定性的な観点からの評価など、判定にあたっては考慮が必要な場合があると思われる。

## ○点検及び評価制度導入の目的について

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的教育行政事務を執行するものである。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているか教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられる。また、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たし、その活動を充実することが求められている。

おわりに

施策や事業の内容により、その成果には差異が見られますが、教育に関しては、学校教育、生涯学習ともに、直ぐには成果が得られないものが少なくありません。

しかしながら、今回の事業の点検評価の報告・公表により町議会をはじめ、町民に教育委員会の事業をお知らせし、これに対しご意見をいただくことは、教育行政にとって意義のあることと思います。

今後も、事業等の点検評価を行い、さらに町民のご理解をいただけるよう教育行政を推進してまいります。

